

令和2年度 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

日時 令和3年3月24日(水) 午前9時30分から午前11時30分まで
場所 すこやかプラザ 多目的ホール (フェスタ立花南館5階)
出席者 委員16人(代理出席含む。)

会議要旨

1 開会

出席状況等の確認

2 協議事項

(1) 尼崎市立学校の令和元年度いじめの認知状況について **資料1**

事務局より、毎年全国で実施される「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成した資料1「尼崎市立学校の令和元年度いじめの認知状況について」の内容を説明、報告した。取り上げた調査項目は、“いじめの認知件数”、“いじめの発見のきっかけ”、“いじめの態様”の3つである。

また、いじめ防止生徒指導担当(K委員)より、いじめ問題の近年の傾向や課題等について、取組実績を交えて報告した。以下、いじめ防止生徒指導担当の報告内容の概要及び委員からの意見である。

【概要】

- ・令和元年度に、いじめアンケートの様式を統一した。
- ・アンケートで丸がついているものは、状況を聞き取り、間違いでなければいじめ認知してもらうようにしている。
- ・いじめの兆候や疑いがあるような、程度が軽いうちに、時点でのいじめ認知と見守りが必要で、強いものから弱い者へ一方的に傷つけている事態になってから大人が介入しても、手遅れである。
- ・いじめ認知を進めるためには、先生たちがいじめについて考える時間を取ってもらい、いじめの定義について正しく知ってもらい、その認識を定着させなくてはならない。
- ・令和2年度の教職員向け研修では、これまで生徒指導の教員や管理職向けに実施していたいじめに関する研修を、一般の教員(初任者、2年次、3年次、中堅教諭等)にも対象を拡大して実施した。
- ・いじめアンケートの実施方法について、ジレンマや課題はあるので、やり方については考えていかないと認識している。
- ・文部科学省から発出している通知に、いじめの定義が掲載されている。内容は、「いじめ防止対策推進法第2条第1項において、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、と当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」である。
- ・ハインリッヒの法則(1:29:300の法則)という労働災害における経験則がある。「1件の大きな事故の裏に、29件の軽い事故、その裏に300件の事故には至らない「ヒヤリ」とする体験が存在する。」という主旨で、この300件の「ヒヤリ」を防ぎ、安全対策を考えることが必要だというもの。いじめに置き換えてみると、「ヒヤリ」にあたる「いじめの疑い・兆候」の段階で丁寧に対応することが、いじめの未然防止や早期発見につながると考えられる。
- ・いじめ認知について、学校間格差があり、先生による理解の浸透が十分ではなく、課題として残っている。

- ・いじめ防止に関する正しい理解をしてもらうよう、また、法律に則った対応をってもらうよう働きかけている。
- ・情報モラル支援員派遣事業を行っている。近年 SNS を介したトラブルが増えている。
- ・資料1「尼崎市立学校の令和元年度いじめの認知状況について」の“いじめの態様”の中で、パソコンや携帯電話で誹謗中傷、嫌なことを言われる。」の内訳をみても、詳しいことはわからない。
- ・ゲームなどの現実世界ではないところでのいじめ認知もある。
- ・子どもたち同士で話し合い、ルールづくりをする取組を進めている。学校が作るルールは上から目線になる。自分たちの中での具体的なルールを作ると、子ども自身が守るルールになっていく。
- ・尼崎市の小学生を対象に実施した携帯電話所持率は、7、8割程度となっている。また、インターネットの接続時間が3時間以上になる割合が、50%近い年代もある。さらに、面識のない人とLINE等をしたことがある割合は、インターネットの接続時間が3時間以上になる児童の方が、高くなる傾向もある。
- ・面識のない人とのLINE等を通じて、実際にあった場合、どんな大人が含まれているかわからない。
- ・インターネットやSNSに関するルールづくりのような取組は積極的に進めていきたい。

【委員からの意見】

(D 委員)

- ・「いじめの発見のきっかけ」の項目について、かつては「友達からの発見」が多かった。すべてアンケートの回答に移行しているのかと思う。
- ・アンケート項目はぜひすべて見せてほしかった。
- ・子どもたちには「そういう場面を見たことがあるか」という問いも必要かと思う。
- ・いじめの態様の項目では「脅す、たたく、蹴る」の文言があるが、これがいじめに含まれていることが疑問である。これは、犯罪であると生徒に伝えているし、今後明確に区別していく必要がある。
- ・人とぶつかることは成長のきっかけでもあるため、何かが起こると「いじめ」として捉えるだけでは、教育の本当の意味での役割が欠けていくのではないか。冷静な動きも同時に必要である。
- ・子どもたちの耐性もどのように作っていくかを、学校現場で考えてやっていかなければいけないと思う。

(2) いじめ対策のための取組について **資料2**

事務局より、「いじめ問題の未然防止・早期発見のためにできそうな取組」について、令和元年度から協議した内容をまとめたレポートについて、資料説明を行った。以下、委員からの意見である。

【委員からの意見】

(M 委員)

- ・SCは県の事業のため、数を急に増やすことはできない状況が、他都市によっては、市の予算で足りないところを補っているところもある。今後、検討することもあり得ると思う。
- ・現在30人のSC(小13人・中17人)が県から配置されている。そこから、近くの関係校にSCが派遣されている(週1回6時間)。
- ・学校からは有効であると意見をいただいているが、派遣で行くと、月1回の程度の訪問となり、いじめ対策委員会に入るのが難しい状況である。今後は、できれば、市の予算でなんとか全校週1回の頻度になればありがたい。
- ・SSWについて、ずっと懸案事項だったが、来年度は配置の日数を増やすことができた。現在、一人当たり週3日6時間勤務だが、来年度は週5日勤務の職員が5名、週3日勤務の職員が4名となり、配置派遣コースが増える見込み。

・派遣先も中・高から、幼・小・中・高に枠を拡大することも検討していく。

(A 委員)

・実際に、SC、SSW の緊急派遣を要請することもあった。

(E 委員)

・小学校の現場では、関係機関とつながることが増えた。小学校だけで抱えてきた問題を関係機関とつながることでより解決につなげることができた。

・SC、SSW 等については、現場としては先生方もあわただしく、まだまだ人が欲しい。

・いじめの認知に関して、アンケートで分かるというのが多かったと思うが、担任が発見する件数が少なかったということが分かったが、現状を考えると当然かと思う。教員が手を抜いていることは絶対にはないが、生徒が30人を超えると限界がある。学校によって支援に入る教員の数が違い、マンパワー不足。

・学校の中での組織作りは進んできている。情報共有も進み、学校としていじめを認識する意識は高まってきている。

(F 委員)

・中学校でも SSW に週1で来てもらうことになり、担任が子どもとの対応を相談できる場があり、それにより、子どもたちと担任の関係がよくなることもあった。現場としても助かっている。

・SC はなかなか会議に入る空き時間がなく、保護者のカウンセリングに入っていることもあり難しい。学校として常に情報共有をするために、会議の内容を資料で確認してもらったり、時間が合えば会議に出てもらい、子どもの現状を伝えてもらっている。

・取組3の「居場所を増やす、相談先を増やす」という部分では、SSW の対応によって、子どもが学校には来られないがサテライトに行ったり、教員とは違う話しやすさを SSW に持ち、そこからの情報があれば教員からもアプローチすることができている。

・中学校でも、アンケートや教育相談やアセスを使い、子どもたちの現状を拾っている。担任が複数いるため、様子は小学校よりも見やすいと思う。

・アンケートによっていじめが発見されるのが多いのは事実。声に出せない子どもたちがアンケートによって声を出せて、教員、保護者に伝えることができているため、有効に使えている。アンケートを取る当日、自分が「いじめとして書かれる」という感覚を持った子が、やってしまったことに対して被害生徒に書かれる前に謝るといったこともあった。子どもたちの中でも、いじめを認識し、「してはいけない」という風につながってきている。人とのかかわりの中で生徒も成長している。

・初期対応をできるだけしておかないと、大きくなった後の対応は難しいところがある。

(B 委員)

・マンパワー不足の“マン”は、どの人材を指すのか。SSW であれば、実際に来ていただけるとありがたいし、現場の教職員が足りていないというのもある。

・教育問題の「複雑化」「多様化」「個別細分化」の3つの話を聞くが、細かい対応が必要であるという共通点がある。そういったことを学校現場が今の段階で、これ以上求められるのは今の現場の環境の中で可能なのか。環境づくりに関して行政がどのようなことができるのか、今後しっかり考えていかなければならない。

・日本の教育予算は OECD の平均以下である。平均より高いところは、環境が整備されている。そういったことを念頭に、学校現場に入って、それぞれの役割を探り続けてやっていく、環境づくりが必要となる。

(代理:I 委員)

・一義的には家庭での子ども教育も大事になってくるという認識を持って、地域を含めた取り組みを進めていく必要があると思う。

・取組3の「身近な相談先、居場所」について、逃げ場とも言えるが、加害者が悪いのではなく、加害行為が悪いのであり、加害した子ども自身にも支援していかなければいけない場合も考えられる。その中で、逃げ場としてユース交流センターや生涯学習プラザなどの居場所は必要で、この春始まる子どものための権利擁護委員会のような相談先を設けていくことが大切なのではないか。

(J 委員)

・学校や家庭以外の子どもたちの居場所づくりは、いじめの重大事態化を防ぐためにも重要だと思う。尼崎市ユース交流センターを設置するなど、小中高の子どもが集まる場所を増やしていく。また、来年度7月には子どものための権利擁護委員会を設置し、子どものいじめ、人権侵害などの相談窓口を予定している。

(A 委員)

・取組3の、「居場所カフェや子ども食堂」とあるが、具体的にどんなところがあるか。

(J 委員)

・平成30年度からやっている事例で言えば、学校内の食堂を利用して、地域の方が軽食等を提供し、居場所を作る。そこを生徒が利用し、大人と交流したり、相談したりできるような場となっている。また、つながりもできる。

(R 委員)

・PTA、保護者に対するいじめに関しての話、研修があると思う。いじめをする一部の子どもは、家庭内で落ち着けない、親に話せない部分があることを考えると、共働きの家庭やひとり親家庭が多い。学校とPTAで、いじめに関する人権教育がどのような感じできているのかな、と感じた。

・民生児童委員でも子どもの居場所づくりに関してはそれぞれできればよいと思うが、市の助成や場所の問題があると思う。ある地区では、駄菓子屋で週2回、子どもたちの集い場として話したり遊んだりしている。

・ユース交流センターは遠い。行政区の生涯学習プラザも自由に集えるため、コロナでなかなか制限されるが、もう少しオープンに活用し、地域の人がボランティアとして携わることができるのではないかなと思う。子ども食堂とまではいかないが、集えて話し相手になれるように取り組めるのではないかな。

・行政区に、若いお母さん方でも気軽に相談できる場所を作っていただきたい。

・民生児童委員は、家庭児童相談所とも連携しているが、幼児の子どもたちにも高い数値が上がっている。最初のいじめに関しては幼児のころから対応してもらって、親の意識、子どもたちの意識も変わっていくかと思う。民生児童委員では今までは小中学校で活動していたが、幼稚園まで子どもたちに寄り添っていかねばと思う。地域でも、こども110番や民生児童委員について門扉を開けていること、地域に相談する場所があるということもPRしてもらいたい。

(T 利委員)

・人権擁護委員では社会人への研修を含めて、子どもたちの人権教室をやっているが、コロナで学校自体が大変な状況で、人権教室が開けなかった。

・人権教室の時は、みんな受けはいいし話は分かってくれるが、実際の生活の中ではどうなのかなと思う。なにか事件が起こってから、もっと早く言ってくれればいいのにとということが、結果としてあらわれてくる。

- ・人権研修の実施時期を変えてみたり、回数を増やしたりすると、「もう一回このことを教えてほしい」というリピーターも出てくる。
- ・心が病んだな、周りとの関係がギスギスしたなという時に、書けるミニレターがあればいいと思う。学校などに設置するなど、子どもの手が届く場所に、という取り組みは進めている。
- ・せっかくあった市の施設等がなくなってしまい、子どもが集まる場所がないということがあったと思う。みんなが集まる場所さえあれば、何かができる。それは身近なところがないとだめだと思う。うちの周りには子どもたちが集う場所がいっぱいあり、いろんな価値観を持つ子どもが活動している。実際に何かを作って、提供すれば絶対動く。
- ・学校でマンパワーが不足している。しかし、地域に人材がある(高齢者)、その人達を活用する方法はないのかという思いがある。こども110番が出たとき、引き受けた人たちには「子どもと関われる」という思いがあった。ところが、学校がその人たちとの接触を切ってしまう、地域の人と子どもとの関わりがなくなった。それを反省しながら、いくつかの取り組みをしてきたが、今までやってきたことをもう1回見直すことも大事なのではないかな。

(A 委員)

- ・地域の中に、経験豊富な方がいると思う。本校では、来年度は地域開放(プールの開放や子どもに砂場遊びの場を提供)をする。今考えているのが、その中でカフェを作ったり、お茶を出して子どもと生徒たちとの会話が必要になるのではと思う。昔、公園には色んな施設があり、その中でいろいろな方と知り合えた経験をもとに、尼崎は地域住民同士の関わりが強く残っている。6行政区の人が集まれば、色んな形で相談ができるのではと思う。

(P 委員)

- ・いじめを未然に防ぐ観点で言えば、犯罪を犯罪として意識することを、しっかり子どもたちには小さい頃から教えていかないとだめなのかなと思う。
- ・警察官としては、教育現場へ行って、子どもたちに情報をもらったりしながら、非行防止、やったらだめなことというのを伝えていくことができる。去年は、コロナの関係でそういったプロセスはなかなかやってなかったが、今年は授業が再開されていると思うので声をかけていただきたい。
- ・いじめの最悪のケースで言えば、自ら命を絶つということかと思う。いじめを認知するにあたって、アンケートを取るのとはすごくいいことで、過去の取り扱った自死事案では、葬儀の時に、他の生徒がその子にあてた手紙の中で、「本当につらかったね」という手紙を書いて、親御さんがそれを見て、初めて自分の息子がいじめにあっていて認知したということがあった。学校で定期的にアンケートを取ることはよいこと。
- ・警察にも学校から情報をもらえたら、すぐに解決する術はお伝え出来ないと思うが、ちょっとしたアドバイスは警察の目線からできる。その辺りの連携はしていけたらと思う。

(T 委員)

- ・犯罪を犯罪として意識する話には、同感である。人権擁護委員の学習の中でも、小学校高学年の児童と中学校の生徒には、絵本を使っていじめで脳を壊し、生きる欲求をなくす、いじめはその子を殺すことになると話している。そういう意識は必要で、いじめは犯罪と思う。

(代理:I 委員)

- ・ユース交流センターが遠く、各行政区から通いづらいとお話があったが、身近なところに居場所を作るということ、当課も課題認識しているところ。コロナの関係で出足が遅かったが、地域の生涯学習プラザを借りて、フロント1階のところなどで、カフェや子どもの居場所を開き、子どもたちと関係性を作り、いじめをキャッチできるような取り組みにしていきたい。民間事業者ともタッグを組

んで回数を増やしており、もっといろんな場所に出ていこうと思っている。行政主導ではなく、民生児童委員や地域の方にお力添えいただきたい。

(能島理事)

・先日、市長と教育長、教育委員を交えた総合教育会議が開催され、いじめの重大事態についての報告がありました。市長から、いじめ自体を0にするのは、人間関係のことだから難しいが、自死に至るとか体罰とか、重大事態に至るようなことは防げるのではないかという話があった。そういう取り組みをしてほしいと。教育委員会としても実施していかないといけないという意見が出された。

・居場所の話だが、そういった場所は、直接的にはいじめを減らす効果は薄いですが、日常的に関係性を持つ大人が増えれば、もし自分が苦しい状況になったときに信頼している人に話せるとか、打ち明けられる大人が、親と教員以外に存在している地域は強い地域だと思う。先ほどのカフェのようないわゆるサードプレイスですが、学校と家庭に居場所のない子どもたちは、学校内のカフェや地域の子ども食堂、ユース交流センター、生涯学習プラザで信頼できる大人がそこにいて、何かつらいことがあった時に話せる、サードプレイス(第三の場所)があるということ自体が、重大事態に発展していくことを抑止する効果は大きいのではないかと思う。こども青少年局としても、そういった場所を整備し、居場所だけでなく 地域の方も含めて、親と学校以外の関係性を子どもたちが作る、そういった機会をつくりたい。

(辻本局長)

・行政には、いじめの奥に隠れている課題というか、生活上の課題を解決していける相談機能があります。学校の先生方が学校だけで解決しようと考えられている面が強いかもしれないが、生活面や健康面について、支援できる部分もある。例えば、いくしあ、南北福祉保健センター、保健所もあり、ひと咲きプラザに県の児童相談所が来ます。市も児相を作っていくので、そういう機能を使いながら、子どもや家庭を支えていくのが大事かと思う。SSW から情報を得て、要対協にかけてもらうとかいう方法もあるので、どんどん使っていただきたい。

(O 委員)

・みなさまの話を受けて、学校で苦勞されていること、居場所を作ること、努力されていることなど、勉強になった。

・法務局では、SOS ミニレターや電話相談で、子どもから相談を受けるようなこともしている。ただ、学校とかに比べると、距離が遠いという面があり、だからこそ相談やすいという子どもも存在しているのではないかと。

・「いじめは犯罪である」という認識について、それ以前の、人を思いやるという道徳心が重要で、国としては、啓発活動が必要だと感じる。

(L 委員)

・5、6年前から学校現場が開かれてきて、地域学校協働本部など、関係機関、地域の方々の方も借りてきた。一人一人の児童を理解していこうと時間を作り、課題に入っていく、様子を見ていっているが、まだまだ、教育現場のマンパワー不足は解消されていない。

・特別支援の中では、人との違いを認め合おうとしている。生徒指導に関する問題や案件には、「特別支援」「グレーゾーン」の子たちがたくさん入ってきていて、問題の認知ができない子どもが増えてきている。その子たちに、市(行政)として一体何ができるだろうか。

・各学校へは、教育支援員を市から派遣している。この方々は、グレーゾーンの子たち、発達障害の診断が出ている子たちに寄り添い、クラスの様子や休み時間の様子を見てくれていて、とてもありがたい。幼、小、中の様々な学校の先生から、配置してほしいという声があった。幼稚園は全園配置できたが、小・中学校の全校への配置はできなかった。小・中学校は全部で58校あり、本当は一人あたり

1校ずつにしたいが、一人あたり2校ずつ教育支援員を派遣している。12校の配置が足りない。この12校に一人2校ずつ派遣とするとそこに6人足りない。この6人が入ることによってさまざまな子どもたちを支援していける。来年度も予算に入れてもらいたい。

(G 委員)

- ・マンパワー不足について、本校では SC に定期的に来てもらい、悩みを抱えて学校に行きづらい生徒の相談に乗ってもらっている。委員会を立ち上げて、教員間の共有もしている。
- ・取組3の「居場所を増やす」ということだが、スマートフォンの普及率も高校生の9割、ほとんどの生徒が持っている。いじめのアンケートを年3回実施しているのだが、昨年コロナで休校中もスマホでHPにアクセスしてもらって、実施した。実際いじめに関するものはなかった。
- ・アンケートのほかに「心のつぶやき」というカードを作って配った。QR コードから飛んでスマホにブックマークしておいて、何かあったら「つぶやき」という形で悩みを書き込んでもらい、すぐに対応できるようにしている。生徒指導部と各学年の先生方が管理し、何かあればすぐに共有できる。

(D 委員)

- ・県立学校の現状では3年前から人権のカウンセラーがいて、年間28日、1日3時間。SSW は、まじめな人が多い。心の発達について、ある時期からちゃんと親に反発して自分を主張して、ということもなく親に反発せず素直にいい子に過ごしてきた子が、結果として大学に入る前に「なぜ勉強するのか」と思うようになる。教育とは難しい。カウンセラーは、ほとんどが20年選手。経験のない方が来られた時、校長としては不安を感じる。
- ・気づけるというのは、どう教育したらよいか。

(C 委員)

- ・実際、学校現場では色々な課題に取り組み、先生方にゆとりがない。以前はもう少し子どもと関わる時間があつた。多くの方に、アンケートによるいじめの発見があつたが、やはり人の目で、人との関わりで変化を逃さない。以前は、地域のイベント(餅つき)などで小中学校と地域が連携していた。今は飲み食いができず、関わりが少なくなつてきた。アンケートの結果ではなく、普段から関わるのが大事。
- ・子ども自身にも、いじめは許さないという啓発活動をするのが大事。

(A 委員)

- ・二人の話の中で、生徒の変化に気づく、先生方の感度を上げる、というのが課題。私の学校でも未然防止の取り組みがあるが、どんな研修がいいのかを葛藤している。ロールプレイ、事例研究などがあるが、果たしてそれだけでよいか。

(M 委員)

- ・いじめの定義については、変化している。昔は、いじめの現状が表出されているものを先生が見守りながら発見していく定義だったが、今の定義は、子どもの内面で「いじめられた」という気持ちを持つたらいじめになる。ということは教師の感度というのは、表出されているいじめの現状を見るよりも、子どもの内面で「いじめられている」ということを感じないといけないということだと思う。非常に難しい。自身が現場にいた時に、どんな現象が起きてたかということ、マクドナルドでグループになって子どもたちがスマホをいじっている。周りから見たら仲よく遊んでいるように見える。しかし、このスマホの中では横の子に対して「きしょい、うっとうしい、向こういけ」という喧嘩が始まっている。これは、いじめの現象が起こっていて、周りからは全く見えない。今の先生方は、実際の問題として子どもたちの内面をどう理解していくという視点を持っておかないといけない。先ほどのアンケートでいじめの発見件数が増えてきているというのはまさにそういうことで、今までは子どもが言ってき

た、教師がけんかしている様子が分かったから発見できた、というのが、今は、いじめの問題となり、本人以外、誰にも見えない状態でいじめられているので、アンケートで見えてる。教師はその認識をして、アンケートやそれに代わるような子どもの内面を発見するような手立てをどう作っていくのかということが、大切。

・居場所や保護者支援など、間接的に整えていくと子どもたちのいじめ問題に重大事態が起こらないことについては、私もそう思う。重大事態に関わった人間として、今でこそ振り返って何か手立てを打てなかったのかと思うが、例えば教師に余裕があったら、あの場面で子どものしんどい訴えを聞いたのになと思う。大人、教師に余裕がある、家庭でも保護者が、仕事が忙しくて子どものちょっとした喧嘩やしんどさを、子どもは敏感だから「今お母さんに言っても無理だ」と思うと、言わなくなる。先生が忙しくて動き回っていると「先生忙しいな」と思い、言えなくなる。そういった環境整備、忙しい親を別のところでケアをしてあげると家に帰ってちょっと楽になって子どもと向き合う時間ができる。先生も、バタバタしている中で、ほっとさせてあげるような時間を持つことで、先生と子どもの関係の中に余裕、ゆとりができて子どもも先生にゆったりと相談ができる。そんなものも、研修の視点としての一つではないか。

(A 委員)

・確かに、先生にゆとりがないと、生徒に声もかけられない。本校の意識を変えるエースプロジェクトがあり、「6つの気」がある。元気・やる気・勇気・活気・根気・本気。これは全職員だけではなく先生方にもやってほしい。一人一人の生徒を見ながら、「この子やる気がないな、なんでやる気がないのかな」と追究できるような時間が、今後いるかと思う。ミッションは作ったが、なかなか先生も忙しいので、学校としても行政の力を借りながら、先生がゆとりをもってたくさんの生徒を見れるようなものがあるのかなと思う。

(C 委員)

・アンケートが、最近が多すぎる。子どもたちもアンケート疲れし、面倒くさいなと感じている。いじめの方も、書いたら先生は聞き取りをされる。SNS 相談もあり、匿名などもあり、調べに耐えられない。アンケート集計もその日のうちに把握しないとイケない。それに、見逃したらあかんと迫られている。もちろん、色んなところに相談できるのは大事だが、それが全部学校に来るので、連携して整理をしていただければと思う。

(K 委員)

・どうしても、いじめアンケートで人権アンケートを混ぜることができない、それぞれに目的があって数多くなってしまっている。これから整理するなら、内容を吟味、検討していかなければと思うが、今は必要性があってやっている部分もあるので、難しいところ。

(T 委員)

・先生の時間がない、というのはおっしゃる通り。悩んでいる子は、信頼している人にしか本音をしゃべらない。自分のことを聞かない、誤解する人には絶対しゃべらないし、自分の担任であっても信頼していなければしゃべらない。そういう先生を豊かにしなければならぬのに、時間で追われていくし、仕事がいっぱいある。その辺の見直しが先送りになって日常的な余裕がない、自分の力を伸ばすことができないという現状を克服しなければならない。

(A 委員)

・本校でもアンケートからの情報や、担任に加え、保健の先生に悩み相談がいつている。いろんな先生に悩みを打ち明けてくださいと言っているが、養護教員の先生に毎日やっていただいている。

(3) いじめ防止基本方針の一部改定について **資料3**

事務局より、改定の趣旨及び主な改定内容を報告した。

改定内容は大きく2点で、現行の「尼崎市いじめ防止基本方針」の、「6 いじめの防止等に係る本市の取組み(現状)」、「7 いじめの防止等に係る学校の取組み(現状)」、「8 いじめの防止等に係る本市及び学校の取組みの評価・課題・対応策」の内容をより実効的に活用するため、必要に応じた内容の見直しを柔軟に行えるよう、基本方針から外し、別紙「いじめの防止等に係る取組」にて表記したことと、また、本編の構成を再編し、一部、再編に応じた文言修正等を行ったことである。

(4) その他 **資料4**

事務局より、前回協議会で回収した「いじめ問題対策連絡協議会の運営について(ニーズ調査)」の結果について、次年度以降の協議会運営に取り入れていけるよう検討することを報告した。

以 上